

## 6 総合評価

選定した生活環境影響調査項目について、最終処分場の変更（拡張）後の影響の予測結果と環境保全目標との対比の結果及び環境保全対策をまとめると以下に示すとおりであり、全ての調査項目で生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、環境への影響を可能な限り低減するための適切な対策の実施により、実行可能な範囲で回避・低減されていると考えられる。

### 6.1 大気質

#### 6.1.1 埋立作業による粉じん

埋立作業による粉じんの影響については、砂やほこりが立ち始める風力階級4以上が発生する頻度は年間で2.9%と低い頻度となっていた。目視による現地踏査の結果、場内及び敷地境界周辺において粉じんの飛散は確認されず、本処分場が本格稼動してからこれまでの間、粉じんに関する苦情は寄せられていない。

また、環境影響の回避・低減を図るため、土砂等の飛散防止のため、散水車による散水を行う等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、変更（拡張）後の埋立作業による粉じんの影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

#### 6.1.2 埋立作業による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

埋立作業による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、窒素酸化物の寄与濃度は、直近住居で0.000446ppm（環境濃度に占める割合は4.3%）と寄与は小さく、また、二酸化窒素濃度は、各予測地点とも環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質の寄与濃度は、直近住居で0.000029mg/m<sup>3</sup>（環境濃度に占める割合は0.12%）と寄与は小さく、また、各予測地点とも環境基準値を下回っていた。

また、環境影響の回避・低減を図るため、埋立作業機械等の整備・点検を行う等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、埋立作業による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

#### 6.1.3 廃棄物等運搬車両の走行

廃棄物等運搬車両の走行に伴う自動車排出ガスの影響については、窒素酸化物の寄与濃度は、最大で、0.00018ppm（将来の環境濃度に占める割合は1.2%）と寄与は小さく、また、二酸化窒素濃度は、各予測地点とも環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質の寄与濃度は、0.00002mg/m<sup>3</sup>（将来の環境濃度に占める割合は0.1%）と寄与は小さく、また、各予測地点とも環境基準値を下回っていた。

また、環境影響の回避・低減を図るため、廃棄物運搬車両等の整備・点検の実施、適正走行の周知徹底及び運搬車両が集中しないように運行指定を行う等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、廃棄物運搬車両走行による影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

## 6.2 騒音

### 6.2.1 施設（浸出水処理設備）の稼働、埋立作業

住居側である事業計画地の北東側敷地境界における施設（浸出水処理施設）の稼働及び埋立作業に伴う騒音影響の予測結果は、埋立作業実施時間帯で56デシベル、埋立作業停止時間帯で46デシベルと予測され、騒音規制法等に基づく規制基準値と比較すると、全ての時間帯において規制基準値以内であった。また、北側敷地境界では埋立作業実施時間帯で69デシベル、埋立作業停止時間帯で56デシベルと予測され、規制基準値と比較すると、全ての時間帯で規制基準値を上回る結果となった。

規制基準値を上回った原因は埋立作業機械の稼働音によるものであるが、埋立作業機械は、広大な処分場内を移動しながら順次埋立作業を行うため、事業計画地の敷地境界の特定の地点でこのような騒音が継続することはないとともに、処分場の周辺地域は森林・ため池及び大栄環境株式会社管理地であるため、事業計画地の敷地境界付近には住居等の保全対象施設は存在せず、将来立地する可能性もほとんどない。

なお、将来、敷地境界付近に住居等の保全対象施設が立地する場合には、必要な騒音対策（防音壁等）を講ずることにより規制基準を遵守する。

また、環境影響の回避・低減を図るため、埋立作業機械等の整備・点検の実施及び低騒音型機械を使用する等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、施設の稼働及び埋立作業に伴う騒音の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

### 6.2.2 廃棄物等運搬車両の走行

廃棄物等運搬車両の走行に伴う自動車騒音の影響については、地点2で環境基準値を下回る結果となっている。地点1及び地点3は、現状で既に環境基準値を超えている状況であるが、増加する騒音レベルは、0デシベルと予測され、周辺道路沿道の騒音に対する影響は軽微と考えられる。

また、環境影響の回避・低減を図るため、廃棄物運搬車両等の整備・点検の実施、適正走行の周知徹底及び運搬車両が集中しないように運行指定する等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車騒音の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

## 6.3 振動

### 6.3.1 施設（浸出水処理設備）の稼働、埋立作業

住居側である事業計画地の北東側敷地境界における施設（浸出水処理施設）の稼働及び埋立作業に伴う振動影響の予測結果は、埋立作業実施時間帯で41デシベル、埋立作業停止時間帯で30デシベル未満と振動規制法に基づく規制基準値を下回る結果となった。また、北側では埋立作業実施時間帯で58デシベル、埋立作業停止時間帯で30デシベル未満と予測され、北東側と同様に全ての時間帯で規制基準値を下回る結果となった。

埋立作業機械は、広大な処分場内を移動しながら順次埋立作業を行うため、事業計画地の敷地境界の特定の地点でこのような振動が継続することはないとともに、処分場の周辺地域は森林・ため池及び大栄環境株式会社管理地であるため、事業計画地の敷地境界付近には住居等の保全対象施設は存在せず、将来立地する可能性もほとんどない。

また、環境影響の回避・低減を図るため、埋立作業機械等の整備・点検の実施及び低振動型機械を使用する等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、施設の稼働及び埋立作業に伴う振動の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

### 6.3.2 廃棄物等運搬車両の走行

廃棄物等運搬車両の走行に伴う自動車振動の影響については、各予測地点とも道路交通振動の要請限度を下回るとともに、振動の人の感覚閾値（55デシベル）も下回る結果となっている。また、増加する振動レベルは、全ての地点で0デシベル以下と予測された。

また、環境影響の回避・低減を図るため、廃棄物運搬車両等の整備・点検の実施、適正走行の周知徹底及び運搬車両が集中しないように運行指定を行う。

以上のことから、廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車振動の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

## 6.4 悪臭

### 6.4.1 施設（浸出水処理設備）の稼働及び施設（埋立地）

悪臭の影響については、既存の施設稼働時の敷地境界線での特定悪臭物質濃度は、規制基準値以下であり、既存の施設において良好な環境が保たれていた。

本施設に搬入される廃棄物は、既存の施設と同様に建設廃材の中間処理後の残渣が主であり、環境保全対策を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は小さいものと予測された。

また、環境影響の回避・低減を図るため、浸出水処理施設には脱臭設備を設置し、また、埋立地にはガス抜き孔又は壱型集水管を設置し、悪臭の発生を抑制する等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、悪臭の影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

## 6.5 水質

河川等の水質への影響については、以下に示す各項目の結果より、影響は小さいと予測された。

また、環境影響の回避・低減を図るため、埋立地内の雨水（廃棄物等に触れない掘削法面に降った雨水等を除く）は、脱窒・凝集沈殿・活性炭濾過等の設備を持つ浸出水処理施設にて自主管理基準（p.7-3 表 7-1-2(1)参照）以下に処理後、沈砂機能を備えた洪水調整池を経て放流する等の環境保全対策を実施する。

以上のことから、河川等の水質への影響については、生活環境の保全上の目標との整合が図られているとともに、実行可能な範囲で回避・低減されていると分析する。

### 6.5.1 定性的な予測とした項目

放流水質濃度が予測地点の水質濃度と同じか低い項目（SS、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及びダイオキシン類）及び放流水質濃度が定量下限値未満の項目（健康項目（ふっ素、ほう素及び1,4 ジオキサンを除く）22項目）については、既存（平井5工区）の浸出水処理設備を基に放流水質濃度を設定しており、既存（平井5工区）の浸出水処理設備については今後も適正に維持管理することから、これらの項目の放流水質濃度が自主管理基準（p.7-3 表 7-1-2(1)参照）を大きく下回るとともに、環境基準値（p.3-31 表 3-10(1), p.3-32 表 3-10(2), p.3-33 表 3-10(3)参照）及び農業用水基準値（p.3-34 表 3-11 参照）も下回るものと考えられるため、予測地点の水質を悪化させることはなく、水質に及ぼす影響は無いと予測された。

### 6.5.2 数値計算による予測項目

#### (1) BOD・COD

BOD・CODの水質濃度については、BODが新池下の低水期で、予測結果が環境基準値を上回っていた。また、CODが新池下の平水期で、予測結果が農業用水基準値を上回っていたが、放流水質の濃度が現況水質の濃度よりも低いことから、水質への影響はないものと予測された。

また、その他の予測地点では、寄与濃度の増加はほとんどないことから、河川水質への影響はほとんどないものと予測された。

#### (2) 全窒素

全窒素の水質濃度については、新池下の低水期・平水期ともに、予測結果が農業用水基準値を上回っていたが、寄与濃度の増加はほとんどないことから、河川水質への影響はほとんどないものと予測された。

また、その他の予測地点では、低水期・平水期ともに寄与濃度の増加はなく、水質への影響はほとんどないものと予測された。

#### (3) 全燐

全燐の水質濃度については、予測を行った全ての予測地点及び時期で寄与濃度の増加はないことから、水質への影響はほとんどないものと予測された。

#### (3) 全亜鉛・銅・ふっ素・1,4-ジオキサン

全亜鉛・銅・ふっ素・1,4-ジオキサンの水質濃度については、新池下の低水期・平水期ともに農業用水基準値又は環境基準値を下回るとともに寄与濃度の増加がほとんど

ないことから、水質への影響はほとんどないものと予測された。

また、その他の予測地点では、低水期・平水期ともに寄与濃度の増加はなく、水質への影響はほとんどないものと予測された。

#### (4) ほう素

ほう素の水質濃度については、予測を行った全ての予測地点及び時期で環境基準値を下回ったが、新池下の低水期で寄与濃度が増加する結果となった。

また、その他の予測地点については、環境基準値を下回るとともに、寄与濃度の増加がほとんどないことから、水質への影響はほとんどないものと予測された。

## 6.6 地下水

地下水の影響については、地下水位の標高が処分場整備完了時高さと同程度又は若干高い位置に地下水が存在しており、今後、掘削又は埋立による地形改変で地下水量の減少や流れ方向の変化等が想定されるが、地下水の流れている大阪層群の砂礫層（Og1,Og2,Og3層）は三次元的に広がりを持っており、帯水層としての機能を著しく減少させることはないと考えられる。

なお、浸出水による地下水汚染を防止するため、埋立地内には遮水シートを敷設するとともに、地下水観測井において地下水質をモニタリングし、異常の有無を確認し、遮水シートの長期的な安全性の確保に努める。また、埋立部周辺の地下水については、遮水シート下部に地下水集排水管を敷設し、下流の青池に放流することから、地下水域の影響は小さいものと考えられる。

さらに、今回の変更部分は、既許可区域の西側を拡張するものであり、現地調査結果から増設区域を流れる地下水は、東から西に向かっているものと推定され、周辺の集落（既許可区域より北東側約180m）の方向には流れていない。また、直近民家側での地下水利用はあるものの生活雑用水としての利用となっている。

以上のことから、拡張による地下水への流れの影響は小さいと考えられることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られていると分析する。